

第7項 まちの美化を進める

(1) 現況

区は、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てや、落書き行為を防止し、地域の環境美化の促進を図るため、「練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例」を平成9年に制定しました。

さらに、たばこ問題への関心が高まる中で、区民から歩行喫煙やたばこのポイ捨てなどの迷惑な喫煙行為に対する意見などが数多く寄せられるようになりました。そこで、区は、喫煙マナーの向上および安全で快適な歩行空間を図るため、平成22年4月1日、新たに「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を施行しました。

区は、まちの美化を進める両条例の普及・啓発を推進するため、区民や事業者が行う環境美化活動を積極的に支援するとともに、様々な啓発キャンペーンを行っています。特に、歩行喫煙など迷惑な喫煙行為については、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」の周知キャンペーンやマナーアップ指導員による注意指導等の事業を実施していく中で、なくしていく取り組みを進めています。

また、区は、まちの美化を進めるために落書き対策、あき地の適正管理、カラス対策に取り組んでいます。

落書きは苦情・消去面積とともに、減少傾向にあるものの、引き続き防止の啓発と消去に努めています。

あき地の適正管理については、平成22年度も除草業者の紹介と草刈機の貸し出しを行いました。

カラス対策として、繁殖期にカラスが人を威嚇・攻撃する場合に限って、その原因となる巣の撤去や、巣立ち前に落下してしまったヒナの捕獲を行っています。

また、都会のカラスはごみをエサにして繁殖していますので、根本的な解決のためには、区民一人ひとりが、ごみの集積所を適正に利用していただく必要があります。

これらのまち美化を進めるための対策は、区報への記事の掲載や町会掲示板への啓発ポスター掲示することによって、啓発にも取り組んでいます。

(2) まちの美化への取り組み

練馬区環境清掃推進連絡会

区にはこれまで、町会・自治会を中心とした環境・清掃・リサイクルの分野に分かれた3つの住民組織「びん・缶街区路線回収連絡会」「清掃協力会」「環境美化推進地区連絡協議会」がありました。平成15年7月、これらの組織を統合し、またこれまでの組織に参加していなかった町会・自治会にも参加を呼びかけ、地域のまち美化および清掃・リサイクルについて区民と共に行動し、更なる発展を目指す「練馬区環境清掃推進連絡会」が発足しました。

平成22年度は、区と協働し、5月・11月の区内一斉清掃事業を実施しました。また、普及啓発事業として、埼玉県にある株式会社明治の坂戸工場（IS014001認証工場）等の施設見学会、エコライフチェック事業への町会・

自治会の参加協力を実施しました。

啓発活動

① 区内一斉清掃（ごみゼロデー）

町会・自治会で構成される練馬区環境清掃推進連絡会と区が協働し、毎年5月と11月の最終日曜日を「区内一斉清掃事業日（ごみゼロデー）」と定め、この日を中心に地域のまち美化および清掃・リサイクルを推進しています。

平成22年度は、5月30日および11月28日を中心に、町会・自治会等が中心となって地域の清掃を行いました。



区内一斉清掃の様子

② クリーンキャンペーン等

区内各地でボランティア団体や、青少年育成地区委員会などが主催するクリーンキャンペーン等に対し、職員の派遣や清掃用具等の貸出し等の支援を行いました。

③ 歩行喫煙等の防止条例周知キャンペーン

「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」が平成22年4月1日に施行されたのを受けて、区では区内の駅において計14日間、条例の周知キャンペーンを行いました。啓発用ティッシュペーパーの配布を行い、また歩行喫煙者に対しては携帯用吸い殻入れを配布し、まちの美化の推進、喫煙マナーの向上を訴えました。



キャンペーンの様子

④ マナーアップ指導員による巡回活動

区は、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」の公布（平成21年10月）を踏まえ、平成21年12月から、歩行喫煙等をなくすため、マナーアップ指導員による巡回指導を開始しました。区内および区民が利用する合計24駅において、駅周辺を中心に巡回し、歩行喫煙者に対し注意・指導を行っています。

⑤ 路面表示シートの貼付

区は、道路や公園などの公共の場所での歩行喫煙やたばこのポイ捨てをなくすため、区内の駅周辺の道路などに啓発用の路面表示シートを貼付しています。平成 22 年度末現在、約 1,300 箇所に貼付を行いました。

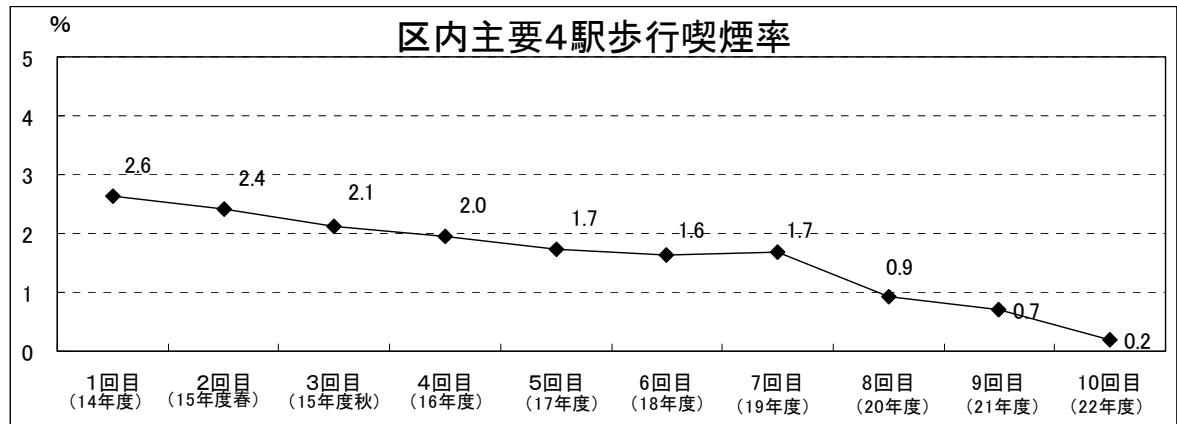


路面表示シート

各種調査

① 歩行喫煙率調査

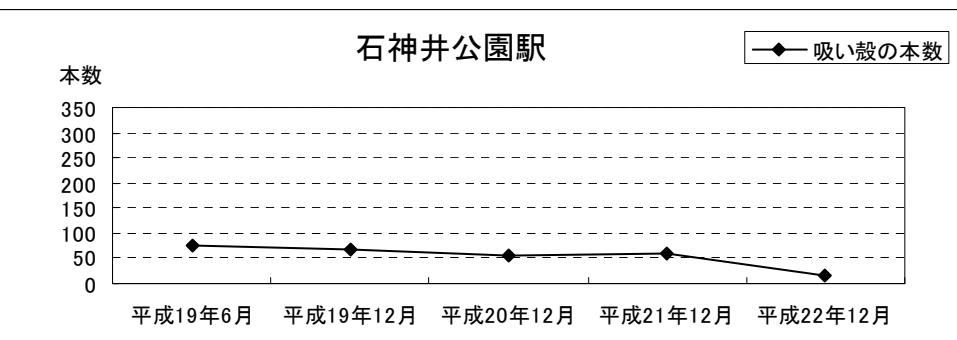
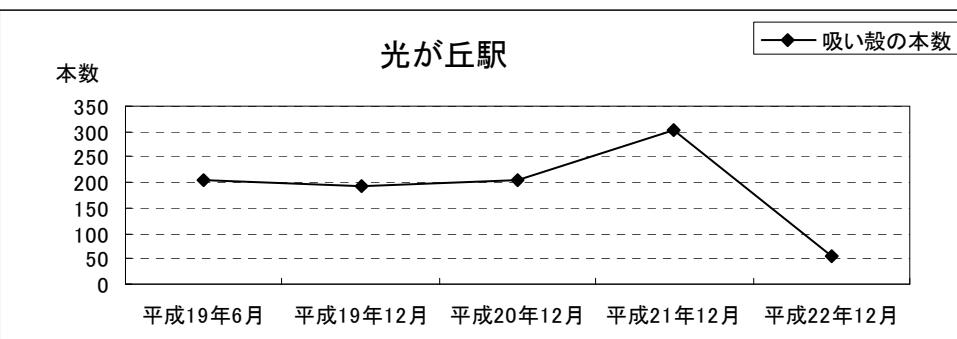
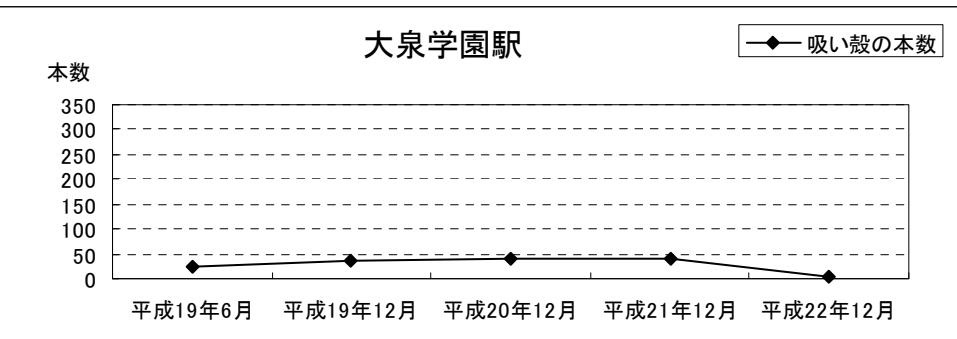
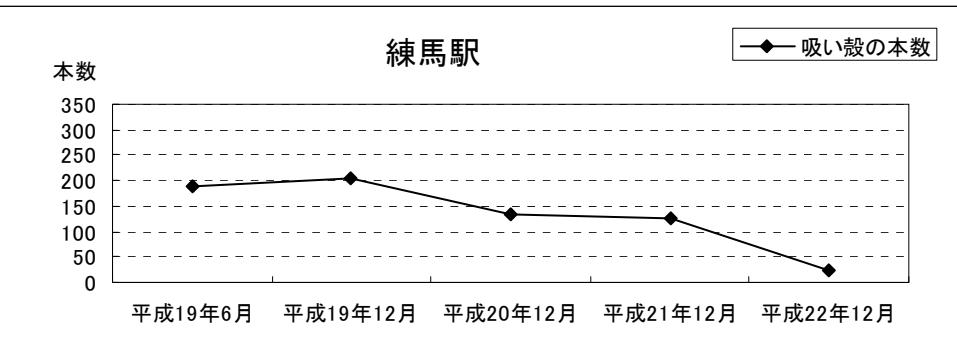
区内主要 4 駅（練馬駅・大泉学園駅・光が丘駅・石神井公園駅）における歩行喫煙状況の実態を把握するために、それぞれの駅周辺で 5 か所の定点を設け、平日朝 7 時 30 分から 8 時までの 30 分間、職員等の目視により、歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査しました。この調査は平成 14 年度から年 1 回（平成 15 年度は春・秋の 2 回）実施しており、今回で 10 回目です。平成 14 年度当初は 2.6% でしたが、一貫して減少し続け、平成 22 年度の調査では 0.2% と大きく改善しました。



② ポイ捨て実態調査

練馬区内主要 4 駅（練馬駅・大泉学園駅・光が丘駅・石神井公園駅）におけるたばこのポイ捨ての現況を把握ために、それぞれの駅周辺 3 か所で平日朝 9 時にポイ捨てされているたばこの吸い殻を掃き集めた本数を計数しています。

結果は次頁のグラフのとおりです。



平成 21 年度調査と比べ、主要 4 駅の全てでポイ捨てされているたばこの吸い殻は減少しました。光が丘駅については平成 21 年度よりも大幅に良好な調査結果が得られました。

歩行喫煙者率調査と併せて、今後も継続して調査を行うことにより、喫煙マナーの実態把握に努め、歩行喫煙等をなくすためのさまざまな施策に活用していきます。

③ 噫煙所の設置

歩行喫煙やたばこのポイ捨てをなくすための対策として、区は、平成 19 年 12 月に歩きたばこ・たばこのポイ捨てが多い練馬駅周辺 3 か所に喫煙所を設置しました。

さらに、平成 22 年 4 月に施行された「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を踏まえ、順次、駅周辺に整備しています。平成 22 年 3 月には大泉学園駅、平成 22 年 6 月には富士見台駅および中村橋駅、平成 22 年 11 月には光が丘駅に喫煙所を設置しました。

まち美化活動の推進

① 環境美化推進地区

地域の環境美化の推進を図るため、積極的に環境美化活動に取り組んでいる町会・自治会等を「環境美化推進地区」に指定しています。指定場所は、町会・自治会等の活動地域や駅前など人通りが多い所です。区は、指定された町会・自治会に対して世帯数に応じた清掃用具を提供するなどの支援を行っています。

平成 22 年度末現在指定している環境美化推進地区は、次の 35 団体の活動地域です。

| | | | |
|-------------------------|----------------------------------|-----------------|----------------|
| 小竹町会 | 栄町町会 | 羽沢町会 | 練馬中央自治会 |
| 練馬一丁目原町睦会 | 豊玉第一町会 | 中村西町会 | 桜台親和町会 |
| 桜台自治会 | 練馬区向山町会 | 仲一自治会 | 仲町二丁目町会 |
| 仲町五丁目町会 | ひばりが丘睦会 | 平和台一丁目町会 | 早宮一丁目自治会 |
| 早宮 3・4 丁目町会 | 光が丘パークタウンいち よう通り東第一団地 管理組合 | 光が丘第一自治会 | 富士見台町会 |
| 南田中団地 第一自治会 | 南田中団地 第二自治会 | 南田中団地 第三自治会 | 南田中団地 第四自治会 |
| さんろく自治会 | 石神井ハイツ自治会 | 都営 上石神井団地自治会 | 石神井小閑町会 |
| 区営上石神井一丁目第 2 アパート自治会 | 大泉住宅共栄会 | 大泉町二丁目町会 | 橋戸町会 |
| 練馬区北園町会 | 大泉学園緑町会 | 練馬区 関町北三丁目町会 | |

このほかに、練馬駅周辺を、区長が特に必要があると認めた地域として指定しています。

② 環境美化活動団体

区民による自主的清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録していただき、清掃用具を提供しています。平成 22 年度は 157 団体（町会・自治会、ボランティア団体）が登録し、区内各地で清掃活動が行われました。

③ 環境美化推進委員

区民・事業者・行政の関係各団体から推薦を受けた方を環境美化推進委員として委嘱し、まちの美化を進める普及・啓発に関して、様々な意見交換を行っています。

ボランティア駅前清掃事業

平成 11 年度から国の緊急雇用創出制度による補助金を活用し、区内 20 駅での駅周辺清掃をシルバー人材センターに委託してきましたが、国の補助金廃止に伴い平成 16 年度で当該事業も廃止されました。

この委託事業では、2 日に一度、朝にゼッケンを着けて清掃を行なうこととポイ捨て防止の普及啓発につながるほか、駅前地区の住民等に事業の周知度が増すなど、一定の成果をあげてきました。しかし、駅周辺はきれいになんでも、駅前地区の住民等による自主的清掃活動体制の構築には結びついていませんでした。

新事業として平成 17 年度からは、地元の商店会や町会・自治会、ボランティア団体の協力を得て、ボランティア清掃組織を立ち上げ、地元住民の皆様の『わが街』意識に基づく、自主的自發的清掃活動の促進を図っています。

平成 22 年度末現在、次の 16 駅で 36 団体がボランティア清掃を実施しており、順次拡大していく予定です。

区は協力団体に対し、傷害保険の加入や清掃用具などの支援をしています。

【石神井公園駅】(11 団体)

練馬まち環境俱楽部、石神井町和田町会、都営石神井町二丁目アパート自治会、南田中団地第四自治会、石神井町石神町会、石神井公園商店街振興組合、石神井町池渕町会、練馬地域福祉ハートフルアクターズ、石神井ハイツ自治会、全労災練馬区共済会、練馬区白百合福祉作業所

【大泉学園駅】(4 団体)

東大泉中村町会、東大泉井頭町会、大泉学園駅前商店連合会、家庭倫理の会
練馬区大泉学園駅

【光が丘駅】(1 団体)

光が丘地区住民組織連合協議会

【氷川台駅】(1 团体)

早宮一丁目自治会

【新桜台駅】(2 団体)

羽沢町会環境美化委員会、栄町町会
【江吉田駅】(1団体)
栄町町会
【桜台駅】(1団体)
桜台一丁目桜クラブ
【練馬春日町駅】(1団体)
春日町シニアクラブ
【新江古田駅】(1団体)
豊玉東寿会
【平和台駅】(1団体)
サンサンクラブ
【武蔵関駅】(1団体)
練馬関町リサイクルセンター活動機構
【練馬駅】(6団体)
練馬一丁目原町睦会、南町小安全・安心ボランティア、練馬中央自治会、練馬アーケード商店会、練馬本町通り自治会、真如苑有志
【豊島園駅】(1団体)
南町小安全・安心ボランティア
【富士見台駅】(1団体)
フラワーフルクリーン富士見台管理委員会
【中村橋駅】(2団体)
家庭倫理の会練馬区中村橋会場、富士見中学校生徒会
【上石神井駅】(1団体)
上石神井クリーン推進連絡会

落書き対策

① 落書き消し

環境美化の観点から、民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、区が消去しています。

落書きに関する苦情件数、および区が消去した件数等は次表のとおりです。

| 年度 | 苦情件数 | 消去件数 | 消去箇所数 | 消去面積 |
|----------|------|------|-------|--------------------|
| 平成 18 年度 | 26 件 | 22 件 | 22 箇所 | 611 m ² |
| 平成 19 年度 | 6 件 | 9 件 | 9 箇所 | 129 m ² |
| 平成 20 年度 | 16 件 | 13 件 | 16 箇所 | 92 m ² |
| 平成 21 年度 | 9 件 | 12 件 | 16 箇所 | 123 m ² |
| 平成 22 年度 | 17 件 | 24 件 | 27 箇所 | 341 m ² |

② 落書き消し用具の貸し出し

落書きの被害を受けた方に対して、落書きを消すための用具（ローラーハンドル、ペンキ皿等）の貸し出しをしています。

③ 落書き消去キャンペーン

地域住民の方々が一体となって、その地域の落書きを消すキャンペーン活動を支援しています。平成22年7月には、東京都塗装工業協同組合練馬支部の協力で落書き消去講習会を実施しました。町会の方々や中学校の生徒らが落書き消去の方法を学び、体験しました。

あき地の管理の適正化

区は、あき地の管理の適正化を図るため、「練馬区あき地の管理の適正化に関する条例」を施行しています。あき地（現に人の使用していない土地）に雑草が繁茂すると、生活環境を著しく損ない、防犯上も好ましくないことから、そのような状態にしないよう、本条例に基づき、あき地の所有者（管理者）に対して、指導・勧告を行っています。

区では、次表に示すように、草刈機の貸出しや、自分で除草できない方に対しては有料で除草を行っています。

| 年度 | 草刈機 | | 除草 | |
|--------|------|------|------|-----------------------|
| | 貸出件数 | 貸出台数 | 延べ件数 | 延べ面積(m ²) |
| 平成18年度 | 44 | 53 | 81 | 18,041 |
| 平成19年度 | 53 | 58 | 91 | 20,243 |
| 平成20年度 | 53 | 67 | 82 | 16,614 |
| 平成21年度 | 49 | 60 | 86 | 17,599 |
| 平成22年度 | 40 | 47 | 74 | 14,191 |

カラス対策

カラスは繁殖のために3月頃から巣をつくり、卵を産みます。6~7月にヒナが巣立ちをするまで、親ガラスはヒナを守るために神経質になり、巣やヒナの周辺を人が通行するだけで威嚇・攻撃することがあります。

そのため区では、親ガラスが人を威嚇・攻撃する危険な状況にある場合、鳥獣保護法に基づく許可を得て、その原因となる巣の撤去・処分と、巣立ちできずに落下してしまったヒナの捕獲・処分を行っています。撤去・処分した巣、卵、ヒナの数は次表のとおりです。

| 年度 | 巣の撤去・処分 | 巣の中の卵 | 巣の中のヒナ | 落下ヒナの撤去・処分 |
|----|---------|-------|--------|------------|
| 18 | 121 | 80 | 131 | 23 |
| 19 | 97 | 91 | 116 | 31 |
| 20 | 84 | 84 | 76 | 30 |
| 21 | 70 | 46 | 82 | 36 |
| 22 | 98 | 59 | 96 | 26 |

カラス対策としては、カラスの餌場となっているごみ集積所の適正利用を徹底し、防鳥ネットを利用することが大切です。また、日傘や帽子を利用するなど、日常生活

活中のちょっとした心配りで実行できることがあります。

(3) これからの中の美化

環境美化

練馬区環境清掃推進連絡会と協働し、区民の皆様の自主的自発的な環境美化活動を支援するとともに、多くの方々がまちの美化に関心を持って、積極的に参加できる仕組みを構築していきます。

また、まち美化の推進を図るため、環境まちづくり事業本部内をはじめ関連部署との連携・協力を深めていきます。

歩行喫煙等対策

区では、歩行喫煙やたばこのポイ捨てをはじめとする迷惑な喫煙行為を防止するために平成22年4月1日から新たに「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を施行しています。

本条例は、歩行喫煙とたばこのポイ捨てを区内全域（道路、公園など公共の場所）で禁止しています。また、「喫煙等禁止地区」を指定し、同地区内で違反をした者には過料（罰金）を徴収できる規定も設けています。これまでのマナーとモラルに訴える取組みから一定のルールを設けることで、更なる喫煙マナーの向上を図り、安全で暮らしやすい地域社会の実現を目指しています。

現在、区は条例の周知および歩行喫煙をなくすために、ホームページおよび区報でのPRをはじめ、マナーアップ指導業務や路面表示シートの貼付、各種キャンペーンを行っています。キャンペーンにおいては、町会・自治会、事業者をはじめ、区民等と協働して、駅頭における啓発キャンペーンや清掃活動に継続して取り組んでいます。

これらの取り組みの結果、歩行喫煙者率は2.6%（平成14年度）から0.2%（平成22年度）へと減少しています。特に、平成22年度調査では前年度（0.7%）を大きく改善する結果が得られました。この要因として、駅前における喫煙所の整備や違反者を注意指導するマナーアップ指導業務（平成21年12月から開始）が寄与していると考えられます。

しかしながら、駅前を中心としたマナーアップ指導員による注意指導によって、区民からの喜びの声を頂く一方で、駅前から少し離れた住宅地などについては、依然として違反行為が多く見られるとの指摘も少なくありません。今後はマナーアップ指導員による巡回を駅前に留まらず住宅地等の広範囲まで行っていく予定です。

また、条例が周知されることにより、「喫煙等禁止地区」の指定や過料の適用の開始の要望などさらなる強化を求める声も寄せられています。

このような状況を踏まえ、喫煙マナーの向上および安全で快適な歩行空間の確保といった観点から一層の取り組みの強化に向けて検討していきます。

今後、区は条例の周知を積極的に行うため啓発キャンペーンやホームページおよび区報でのPRを行う予定です。また、マナーアップ指導業務の拡充や条例の周知を促す路面表示シートの貼付の数を増やしていきます。

また、条例では、歩行喫煙等の禁止の強化だけではなく、喫煙場所の設置など喫煙者にも配慮した環境整備のための支援の規定を設けています。

そこで区は、今後区内の主要駅を中心に駅頭に喫煙所を設置する予定です。このような喫煙所の設置といった喫煙者への必要な配慮を行うことで、喫煙者も非喫煙者も、ともに快適に暮らせる社会を目指していきます。

